

鳥取型地域生活支援システムモデル事業(地域コミュニティホーム)

背景

- 独居高齢者等の増加
- 介護サービス等を利用すると地域のつながりが希薄化
- 年金受給額が低い

概要

【実施主体】 南部町東西町地域振興協議会

【事業費】 施設改修費10,000千円

【補助率】 市町村1/3、県2/3

【補助対象】 施設改修費 10,000千円/施設
運営費 2,000千円/施設

【実施期間】 H24~H26(3年間)

【事業概要】

- 既存の民家・公的施設等を改修
- 地域住民が必要に応じて、見守り、食事の提供など生活支援サービスを提供
- 医療、介護サービスは、訪問診療、訪問介護など外部から必要な時に提供
- 利用者負担を可能な限り安価に抑える

『在宅』の持つ地域の人間関係維持、低額の側面、
『施設』の持つ安心感の提供など、両者の良さを併せ持つ『**第三の住まい**』のあり方を提供。

□高齢者、障がい者等が、地域住民とのつながりの中で、可能な限り地域で暮らせる住まいをモデル事業として実施

地域住民組織等による運営(ボランティア等で支援)



CSW、LSA等による支援



配食サービス



訪問診療、訪問看護・介護



高齢者の共同住宅のイメージ



(鳥取県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	南部町
②人口（※1）	11,568人 ()
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	31.05% (65歳以上) () 17.57% (75歳以上)
④取組の概要	高齢者や障がい者等の支援を要する方が、可能な限り住み慣れた地域で人間関係を保ちながら暮らし続けるように、地域住民の力を活用した高齢者の住まいを確保するとともに、住民主導の地域の支え愛の体制づくりのきっかけとすることを通じて、地域包括ケアシステムの構築を図る。
⑤取組の特徴	○高齢者の共同住宅（コミュニティホーム）として、「在宅」の持つ地域の間人関係の維持、安価な側面と「施設」の持つ安心感の提供の側面など、両者の良さを併せ持つ「高齢者の住まい」。 ○住民自治組織が事業主体として、設置及び運営を行う。 ○空き家を借り受け、改修することで、人件費、家賃を抑え、低所得者にも利用しやすい格安な料金でサービスを提供。 ○在宅での一人暮らしは不安であるが、デイなどのサービスを利用しなくても共同生活することで利用者の安心につながる。 ○介護や医療については、必要に応じて訪問サービスの提供を受ける。
⑥開始年度	平成24年度：事業着工（改修の開始） 平成25年度：5月改修完了、6月運営開始
⑦取組のこれまでの経緯	○事業主体である東西町は、従来から独居高齢者の見守りや災害時の救助体制などの取組が進んでいる地域。 ○一人暮らしが多く、引きこもりがちな高齢者も見受けられるため、居場所づくりや一人暮らし不安の取組が住民から求められていた。 ○県が支援の枠組みを構築し、南部町に働きかけを行う中で、東西町地域振興協議会がモデル事業として実施することとなった。
⑧主な利用者と人数	○6月オープンなため、定員を掲載。 日中の居場所としては、定員約10名 住まいとしては、定員5名
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	東西町地域振興協議会（原 和正 会長） ※ 南部町に所在する住民自治組織。町内7地域振興協議会のうちのひとつ。 特徴として、都市部に近く、昭和40年代に新設された住宅団地が中心の区域。
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	○財政的な支援として、事業費のうち1/3負担。 H24：3,334千円（施設改修費） H25：1,000千円（運営費）⇒ 予定 ○今後、普及啓発や事業の円滑実施等のための支援を予定
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	○財政的な支援として、事業費のうち2/3負担。 「鳥取型地域生活支援システムモデル事業費補助金」 H24：6,666千円負担（施設改修費）





	H25 : 1,000 千円 (運営費) ⇒ 予定 ○今後、普及啓発や事業の円滑実施等のための支援を予定
⑫取組の課題	○コミュニティホーム内には個室 5 部屋、自炊用のダイニングキッチン、交流スペースとなるリビングルームを完備しているが、当面は住まいとしてではなく、日中の居場所、短期間の宿泊としての活用。今後、一人で過ごすことに不安を抱える「高齢者の住まい」としての活用へのシフトを図ること。 ○利用者を見守るために、住民のボランティアが常駐する必要がある、ボランティアの確保が必要となること。 ○当面は日中の居場所として、定員 10 名程度を見込んでおり、その確保に努めること。
⑬今後の取組予定	○6月オープン予定であるが、自分の家の延長として利用していただくことで、安心感を醸成しながら、将来的に住まいとして活用いただくこととする。 ○事業をPRして利用者を増加させる。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	南部町担当 : 南部町健康福祉課 (電話 : 0859-66-5524) 県補助金担当 : 鳥取県福祉保健部長寿社会課 (電話 : 0857-26-7178)

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を()内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。

